



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

195 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止	(長寿社会課)	1
196 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	1
197 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	2
198 指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	2
199 指定自立支援医療機関の指定	(〃)	2
200 〃	(〃)	3
201 〃	(〃)	3
202 〃	(〃)	3
203 〃	(〃)	3
204 〃	(〃)	3
205 〃	(〃)	4
206 〃	(〃)	4
207 〃	(〃)	4
208 公共測量の終了	(技術調査課)	4
209 〃	(〃)	5
210 漁港漁場整備法による特定漁港施設の運営の事業認定申請	(港湾空港振興課)	5
211 延滞金の収納事務の委託	(教育委員会)	6

○ 公告

入札公告	(総務事務集中課)	7
------	-----------------	---

告 示

和歌山県告示第195号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和5年2月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30725007 90	有限会社ひだまり	ひだまり湯川	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町二河15	通所介護	令和5.1.15

和歌山県告示第196号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

和歌山県報 第386号

令和5年2月10日（金曜日）

令和5年2月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30717010 76	株式会社どりーむ	ヘルパーステーションくろーばー	和歌山県紀の川市南中 219番地14	訪問介護	令和 5.2.1	令和 11.1.31
30720008 25	株式会社nikoplus	株式会社nikoplusエヌケア	和歌山県御坊市塩屋町 北塩屋1891番地2	訪問介護	令和 5.2.1	令和 11.1.31

和歌山県告示第197号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和5年2月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30616901 07	株式会社Stable&Comfort	グルー訪問看護ステーション	和歌山県有田郡湯浅町 大字湯浅2799番地	訪問看護	令和 5.2.1	令和 11.1.31
				介護予防訪問看護	令和 5.2.1	令和 11.1.31

和歌山県告示第198号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年2月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051800 260	HOPE	岩出市中黒62-1 アトレ中黒C棟5・ 6号室	児童発達支援 放課後等デイサービス	株式会社アプローゼ	紀の川市藤崎64-5	令和 5.2.1

和歌山県告示第199号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年2月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
やよい堂薬局有田川店	有田郡有田川町天満390-1	—	石関理人	令和 5.2.1

和歌山県告示第200号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年2月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師) の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
エバグリーン薬局 デリシャス有田店	有田市宮崎町123-1	—	洞口大和	令和 5.2.1

和歌山県告示第201号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年2月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師) の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
薬局スーパー ドラ ッグキリン田辺東 山店	田辺市東山2-27-17	—	吉敷伸吾	令和 5.2.1

和歌山県告示第202号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年2月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師) の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
そうごう薬局紀の 川粉河店	紀の川市粉河451-11	—	堀切わかかな	令和 5.2.1

和歌山県告示第203号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年2月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師) の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
サンドラッグフォ レストモール岩出 薬局	岩出市中迫147	—	篠原蓮	令和 5.2.1

和歌山県告示第204号

和歌山県報 第386号

令和5年2月10日（金曜日）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年2月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
エバグリーン薬局デリシャス有田店	有田市宮崎町123-1	洞口大和	令和5.2.1

和歌山県告示第205号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年2月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
薬局スーパー ドラッグキリン田辺東山店	田辺市東山2-27-17	吉敷伸吾	令和5.2.1

和歌山県告示第206号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年2月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
サンドラッグフォレストモール岩出薬局	岩出市中迫147	篠原蓮	令和5.2.1

和歌山県告示第207号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年2月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
やよい堂薬局有田川店	有田郡有田川町天満390-1	石関理人	令和5.2.1

和歌山県告示第208号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき農林水産省近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年2月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和4年4月23日から同年8月4日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市栗栖及び出島

和歌山県告示第209号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき農林水産省近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年2月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和4年10月25日から令和5年1月10日まで
- 3 作業地域 和歌山県紀の川市広野及び打田

和歌山県告示第210号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第37条の2第1項の規定により、次のとおり特定漁港施設の運営の事業認定申請書が提出されたので、同条第3項の規定により、当該申請書を和歌山県国土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び西牟婁振興局建設部（以下「縦覧場所」という。）において、告示の日から1週間公衆の縦覧に供する。

なお、この特定漁港施設の運営の事業認定に関し当該漁港の適正な運営の確保の見地から意見を有する者は、縦覧期間満了の日までの間に、7により漁港管理者に意見書を提出することができる。

令和5年2月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 申請者の氏名又は名称
大阪府松原市河合六丁目163番地1
株式会社岸化学 代表取締役 岸左江子
- 2 特定漁港施設の運営の事業の名称
田辺漁港江川地区衛生管理高度化事業（以下「衛生管理高度化事業」という。）
- 3 特定漁港施設の運営の事業の内容

田辺漁港で水揚げされた漁獲物（水産物加工残渣等）と周辺漁港等の漁獲物（水産物加工残渣等）を集約し、漁港内に適地を確保することで、漁獲物（水産物加工残渣等）の早期収集や性状変化を抑制する加工を速やかに行うなど、鮮度を保持した状態でその物をレンダリング処理場に出荷することができる。その結果、より優良なリサイクル製品（魚油、魚粉等）に加工が可能となる。

また、これらにより、田辺漁港はもとより周辺地域漁港等の衛生面の向上を図り衛生管理の高度化に資する。

4 貸付けを受けようとする特定漁港施設の名称、規模及び配置

(1) 名称及び規模

名 称	規 模
加工処理施設用地	1,260.13m ²

(2) 配置

別図のとおり（別図は省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

5 貸付けを受けようとする特定漁港施設の貸付期間及び利用形態

(1) 貸付期間

令和5年4月1日から令和15年3月31日まで

(2) 利用形態

衛生管理高度化事業の実施のために使用し、善良な管理者の注意をもって、施設の維持保全に努める。

6 特定漁港施設の運営の事業の実施が特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものであることを明らかにするために参考となる事項

申請者は平成24年11月13日に法人として設立されたものであり、それ以前は、役員の一人である岸小三郎が個人事業主（屋号 岸化学）として、平成21年3月26日から、特定漁港施設を県から賃借し衛生管理高度化事業を行っていた。

株式会社岸化学として法人化をした後も、法第37条の2第2項の認定を受け、衛生管理高度化事業を継続して行っているところであるが、今回、当該特定漁港施設の貸付期間を更新するため、申請者から認定申請書の提出があったものである。

7 意見書の提出方法、提出期限の日時及び提出先

(1) 提出方法

持参又は郵送

（持参の場合は、令和5年2月10日（金）から縦覧期間満了の日までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に縦覧場所において受け付ける。郵送による場合は、縦覧期間満了日の午後5時までに縦覧場所に必着するように提出すること。）

(2) 提出期限の日時

令和5年2月17日（金）午後5時

(3) 提出先

縦覧場所

和歌山県告示第211号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県修学奨励金に係る延滞金の収納事務を、令和5年3月1日から次の者に委託する。

令和5年2月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

紀陽情報システム株式会社	和歌山県和歌山市中之島2240番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社セコマ	北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号

公 告

入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年2月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

令和5年度 調達案件番号20220071764号

(2) 調達案件名

和歌山県広報紙「県民の友」印刷

(3) 調達物品の名称及び数量

和歌山県広報紙「県民の友」印刷 一式

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

入札説明書による。

(6) 納入場所

入札説明書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「印刷」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

令和5年2月10日（金）から同年3月15日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

令和5年3月23日（木）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和5年3月22日（水）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和5年3月22日（水）午前9時から同月23日（木）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第3位以下の端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に關係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち会わせるものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効

な入札を行った者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関するない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2292

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

“Kenmin no Tomo” Printing : 1 Unit

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 23 March 2023 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 22 March 2023)

- (3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2292

FAX 073-441-2288